

# 総務担当者セミナー

日時 平成 18 年 11 月 22 日 (水) 10:00 ~  
場所 江陽グランドホテル  
定員 50 名

参加無料

企業を取り巻く環境の変化は更に激しくなることが予想されます。  
今回のセミナーは、中小企業における会計のあり方、適切な労務管理や社員の健康管理等への取り組みについて理解を深めていただくとともに、新たに施行された法律等に対応していくためのヒントをつかんでいただく内容を企画いたしました。  
セミナーは3部構成となっており、関心のある部分を選択できるスタイルとなっております。ぜひこの機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

## セミナースケジュール

第1部	10:00 ~ 12:00	<b>明日の経営を創る ~ 会計を活かした体質強化の進め方 ~</b> 講師：中小企業診断士 及川 浩一 氏  新会社法における、「株主資本等変動計算書」と「貸借対照表」・「損益計算書」の関係、会社計算規則での「個別注記表」等、中小企業会計の意義、導入上の留意点等を平易に解説し、決算書から何を読み取り、それをどのように経営に活かしていけばよいかを解説いたします。
(休憩)		
第2部	13:00 ~ 15:00	<b>仕事と生活の調和を目指して ~ あるべき働き方・働かせ方 ~</b> 講師：社会保険労務士 黒川 一郎 氏  平成 18 年 4 月 1 日に施行された「労働時間等設定改善法」の概要や同法律への企業の対応策のポイント、労働時間等の設定改善におけるポイント（年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減等）について講義いたします。
(休憩)		
第3部	15:10 ~ 17:00	<b>長時間・過重労働による健康障害防止対策 ~ 医師による面接指導制度について ~</b> 講師：J R 仙台病院 健康管理センター 日本医師会認定産業医 五十嵐 孝之 氏  平成 18 年 4 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法により、一定時間（月 100 時間）を超える時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、「医師による面接指導等」を実施することが義務づけられ、同 20 年度からは従業員 50 人未満の小規模事業場の事業者にも適用となることから「長時間・過重労働による健康障害防止対策」等法改正の内容と今後の対応等について解説いたします。

お問い合わせ先 宮城県中小企業団体中央会（担当：飯塚、森、千葉）  
電話 0 2 2 - 2 2 2 - 5 5 6 0 f a x 0 2 2 - 2 2 2 - 5 5 5 7

(HP)

# 総務担当者セミナー申込書

平成18年 月 日

宮城県中小企業団体中央会 行  
( ファクシミリ 022 ( 222 ) 5557 )

所属名 ( 会社・組合等 ) \_\_\_\_\_

連絡先 ( 住所等 ) 〒 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_ F A X \_\_\_\_\_

受講者	受講先に 印を付けて下さい		
	第1部 (明日の・・・) 10:00~12:00	第2部 (仕事と・・・) 13:00~15:00	第3部 (長時間・・・) 15:10~17:00
(役職・氏名)			
(役職・氏名)			
(役職・氏名)			
(役職・氏名)			
(役職・氏名)			

ご記入いただいた情報は適切に管理し、セミナー運営に利用いたします。

<お問い合わせ先>

宮城県中小企業団体中央会 (担当: 飯塚、森、千葉)  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2  
電話 022 (222) 5560 / ファクシミリ 022 (222) 5557